

随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	区の広報事業用鶴見区広報紙「広報つるみ」(令和3年5月号～令和4年4月号)企画・編集業務委託	デザイン	株式会社コミュニケーション	4,896,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	新たな地域コミュニティ支援事業実施にかかる委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	48,284,121	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和3年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業用業務委託	その他	社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会	28,522,560	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和3年度 鶴見区こどもの学習支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	9,540,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

## 随意契約理由書

1. 案件名称

令和3年度鶴見区広報紙「広報つるみ」（令和3年5月号～令和4年4月号）企画・編集業務委託

2. 契約の相手方

株式会社コミニケ出版

3. 随意契約理由

広報紙作成に伴う企画・編集（広報紙のデザイン）については、芸術性、創造性が求められる業務であるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

総務課（政策推進）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

令和3年度大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業

### 2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

### 3. 随意契約理由

本事業の目的を達成するためには、地活協の自律運営に向け、「地域課題やニーズに対応した活動」「これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進や多様な活動主体との連携」「民主的で開かれた組織運営と会計事務の適正な執行」など、多岐にわたる取組について、それぞれの地活協の現状に合わせた支援を行う必要がある。そのためには、事業者のもてる技術、経験、信用等が重要であり、それらの内容によって事業者ごとに事業の成果に相当程度の差が生じると考えることから、定められた仕様書による競争入札により事業者を選定するよりも、プロポーザル方式を採用し、当区の事業目的を達成できる事業者と契約することが、契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

市民協働課

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

令和3年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業業務委託

### 2. 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会

### 3. 随意契約理由

事業は、高齢者や障がい者、子育て世帯等が地域で安心して暮らしていくために、住民が主体となる地域福祉活動への支援や各関係機関との連携を充実させ、つながりのある仕組みを構築するとともに、住民同士が気軽に支えあえる相互援助活動はもとより新たな担い手の発掘・育成につなげることにより、地域福祉活動の推進にかかるネットワークの構築並びに活性化を図ることを目的としている。

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会（以降、区社協という）は、社会福祉法に基づき、「安心して暮らせるまちづくり」を目的として社会福祉、保健、医療などの関係者及び区内の各種団体が集まって構成されている非営利の福祉団体であり、平成26年4月に鶴見区との間に地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結している。地域住民の身近な相談窓口として、また、敏速な支援体制の構築には、区社協のもつネットワークと区内の福祉活動に関する情報やノウハウの活用が必要不可欠であり、本事業を受託できる唯一の団体である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名随意契約を行う。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

保健福祉課

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

令和3年度 鶴見区こどもの学習支援事業業務委託

### 2. 契約の相手方

株式会社トライグループ

### 3. 随意契約理由

この事業の対象となる児童は、学力も状況も個々に異なり、各々の児童に寄り添った支援が必要である。事業の性質上、契約相手方の持てる能力や経験により事業成果に相当の差異が生じると認められる。そのため、この事業を実施するにあたっては、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する必要がある。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するとみなし、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

保健福祉課（子育て支援）